

九州管内の再エネ発電設備におけるFIT制度等の法令違反等に係る

情報提供窓口開設のご案内

令和5年7月～令和6年3月

「固定価格買取制度（FIT制度）」の創設以降、再エネ設備の普及が進み、将来の主力電源として、設備の長期的な運営、地域との共生などが目指されています。

一方で、法令違反等の疑いがあり発電設備の近隣にお住まいの方々の不安や、安心安全にかかるトラブルの可能性がある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっています。

九州経済産業局では、このような「法令違反等の疑いがある九州管内の発電設備」に係る情報提供窓口として、「九州再エネコールセンター」を設置し、管内の情報収集と対応施策の検討を行って参ります。



適切に運用される太陽光発電施設の例



柵塀未設置の例

【法令違反等の疑いがある事例】

- 標識の未設置（再エネ特措法）
- 柵塀の未設置（再エネ特措法）
- 周辺の雑草繁茂等（ガイドライン）

参考：新FIT制度に基づく標識、柵塀の設置義務に関するお知らせ（注意喚起）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20210401.pdf



九州再エネ発電設備情報提供窓口

九州再エネコールセンター

電話：0120-210-711

メール：kyu-fit-center@arpak.co.jp

＜営業時間＞

平日/9:00～17:00（休憩12:00～13:00）

※年末年始除く ※開設期間：令和5年7月3日から令和6年3月31日まで



▲ メーラーが起動します

※情報提供者（通報者）の特定につながる個人情報等は、センター及び九州経済産業局内において提供いただいた事案の対応に必要な用途にのみ利用します。

※原則、発電事業者への対応結果のお知らせ等は致しません。

本事業は、九州経済産業局より委託を受けて、株式会社地域計画建築研究所が実施しています。



株式会社 地域計画建築研究所

アルパック

Architects, Regional Planners & Associates, Kyoto

本社/京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地 京都恒和ビル3F